事務所コラム

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

2021 年 12 月 27 日(月) 東京R S税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

知らないで、年金の請求漏れ

気づかないもらえるはずの厚年基金

もらえるはずの年金を請求していない人 が多くいることをご存じですか? 年金制 度に対する知識不足、勘違いが主な原因で す。

厚生年金基金は年金請求漏れが多い代表です。公的年金である厚生年金に上乗せ給付する企業年金で老齢厚生年金の一部を国に代わって支給します。年金基金は解散等で短期間加入者等の原資は企業年金連合会に移っています。未請求は 2021 年には116.6万人いると言われています。年金の会給年齢になれば通知はしても、住所変更を経済を表す。加入していても給与天引きで知らない人が多く、請求できるという意識すらありません。しかし1か月でも加入していれば受給でき、少額でも生涯もらえるので加入記録を見てみましょう。

国の年金請求漏れ

年金の支給開始は65歳が原則ですが、60歳から64歳を対象とした特別支給の老齢年金が受け取れる場合があります。平均的な年金月額は10万円前後、給与が一定水準であれば受け取れます。これを65歳から受け取る年金の繰り上げ受給と勘違いして、

減額されると思って請求しないケースがありますが、特別支給の老齢厚生年金とは別物です。また、遅らせても増えることはなく時効にかかれば請求はできなくなります。

年金の家族手当と言われる加給年金

厚生年金に 20 年以上加入している人で 生計維持関係にある配偶者がいれば配偶者 が 65 歳になるまで加算、年約 39 万円です。 夫婦共働きや一方が扶養の範囲内を超えて いると受け取れないと勘違いをしています が、受給できる方が多いのです。夫が年上 で妻が 65 歳になると夫の加給年金は妻の 振替加算に変わります。妻が年上だと夫の 加給年金はありませんが、妻に振替加算が つきます。振替加算の請求を出しましょう。



年金記録を 見直し、年 金事務所で 確認しまし ょう